

東京都後期高齢者医療広域連合運営会議 会長 様

東京都後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 吉住 健一

## 令和 5 年度における審議依頼事項について

令和 5 年度において、東京都後期高齢者医療広域連合運営会議条例第 2 条の規定による提言をしていただくため、下記 1 及び 2 の事項について東京都後期高齢者医療広域連合運営会議における審議を依頼します。

### 記

#### 1 第 4 期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）について

##### 【審議を依頼する理由】

少子高齢化、生産年齢人口の減少が加速する中で、後期高齢者医療制度の持続可能性を確保していくことは重要な課題である。

被保険者の健康の保持・増進とともに、医療費の適正化の取組を推し進めなければならない。

このような状況をふまえ、当広域連合では第 4 期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。

本計画策定について、提言をいただくよう審議を依頼するものである。

#### 2 令和 6・7 年度保険料率の改定に係る考え方について

##### 【審議を依頼する理由】

後期高齢者医療保険料は、療養の給付等に要する費用に充てるため、特定期間中の財政収支が均衡するよう、広域連合において 2 年に 1 度のサイクルで料率改定を実施しており、令和 5 年度は、令和 6・7 年度保険料率の改定作業年度である。

当広域連合においては保険料率の設定にあたり、制度発足以来、市区町村の一般財源を投入し保険料を抑制してきたが、被保険者数の増加に伴い、市区町村の負担が増加し続けている。

また、令和 5 年医療保険制度改革では、後期高齢者の医療給付費の負担を現役世代と公平にすること等が示され、後期高齢者にはこれまで以上の保険料負担が求められている。

このような状況を踏まえ、令和 6・7 年度保険料率の改定に係る考え方について、提言をいただくよう審議を依頼するものである。